

業務委託契約書(案)

1 委託業務の名称 千葉県職員等胃等がん検診及び婦人科検診業務委託

2 委託期間 自 令和8年4月 日
至 令和9年3月31日

3 業務委託料

| | | |
|----------------------------|---|--------|
| 胃がん検診一人当たり単価 | 金 | 円(税抜き) |
| (別途消費税及び地方消費税を負担する。) | | |
| 大腸がん検診一人当たり単価 | 金 | 円(税抜き) |
| (別途消費税及び地方消費税を負担する。) | | |
| 肺がん検診一人当たり単価 | 金 | 円(税抜き) |
| (別途消費税及び地方消費税を負担する。) | | |
| 子宮頸がん検診一人当たり単価 | 金 | 円(税抜き) |
| (別途消費税及び地方消費税を負担する。) | | |
| 乳がん検診(超音波検査)一人当たり単価 | 金 | 円(税抜き) |
| (別途消費税及び地方消費税を負担する。) | | |
| 乳がん検診(マンモグラフィ検査1方向)一人当たり単価 | 金 | 円(税抜き) |
| (別途消費税及び地方消費税を負担する。) | | |
| 乳がん検診(マンモグラフィ検査2方向)一人当たり単価 | 金 | 円(税抜き) |
| (別途消費税及び地方消費税を負担する。) | | |

4 契約保証金額 金 円

上記の委託業務について、地方職員共済組合千葉県支部(以下「甲」という。)と_____
_____(以下「乙」という。)とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月 日

委託者 千葉市中央区市場町1-1
地方職員共済組合千葉県支部
支部長 熊谷俊人 印

受託者

印

(総則)

第1条 乙は、次条以下に定めるところにより、千葉県職員等に対する胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診及び子宮頸がん検診、乳がん検診業務を頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の委託期間内において善良に履行しなければならない。

(委託業務内容)

第2条 本業務の内容は、別添仕様書のとおりとする。

2 乙は、本業務の遂行に当たっては、検査に伴う事故、負傷等のないように受診者の生命・身体の安全に最大限の注意を払うことはもとより、健康の保持増進のために細心の注意をもって誠実にこれを履行するものとする。

(業務運営計画の作成)

第3条 乙は、契約締結の際、業務運営計画を策定し、甲に提出しその承認を受けなければならぬ。

2 甲は、業務運営計画を遅滞なく審査し、不適当と認められる場合は乙と協議するものとする。

(契約の保証)

第4条 乙は、本契約の締結に当たり、契約単価に入札説明書に定めた予定数量を乗じて得た額の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。

3 第1項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

5 契約保証金を還付するときは、利息を附さないものとする。

(委託料の支払)

第5条 乙は、委託業務の終了後、頭書の業務委託料に実施人数を乗じた額を甲に請求するものとする。

2 甲は、適法な支払請求があった日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

(業務実施の確認等)

第6条 本業務がこの契約書に示すものに適合していないと甲が認めたときは、その業務の手直しを命ずることができる。この場合における費用は、乙の負担とする。

2 第一項に定めるほか、甲は、いつでも乙に対して本業務の処理状況について報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(事故責任)

第9条 検診中の機械・器具、設備、構造物等に起因する受診者の事故は、受託者の責任とする。

ただし、明らかに受診者の責に帰すべき事由による事故は、委託者の責任とし、受託者の財産に損害を与えた場合はその賠償義務を負う。

(機密保持等)

第10条 乙は、本業務の遂行上知り得た甲の機密を厳守し、一切他に開示してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 乙は、第8条の規定に基づき委託した相手方に対し、前項と同様の義務を負わせる。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 この契約による業務の処理の経過を記録するとともに、少なくとも10年間、甲の求めに応じその記録を示すこと。
- 二 個人情報保護のための責任者を定め、その者の職氏名を甲に報告すること。
- 三 個人情報は特定の者を指定して取り扱わせるとともに、その指定した者の職氏名を甲に報告すること。
- 四 契約終了後において、個人情報を消去又は返却させること。

(データの保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するためのデータの取扱いについては、別記「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を守らなければならない。

(業務内容の変更)

第13条 甲は、必要がある場合には本業務の内容を変更し、又は本業務の一時中止することができる。この場合において業務委託料又は業務委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 次の各号に定める場合は、甲乙協議して本契約の条件等を変更することができる。

- 一 諸般の急激な経済情勢の変化があったときの業務委託料の変更
- 二 法令又は条例の改正、関係官庁の行政指導があった時の業務内容の変更

(催告による解除)

第14条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。

- (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (10) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (11) その他乙が本契約に違反したとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権)

第16条 甲が本契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、乙は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害は甲が負担する。

(違約金)

第17条 第14条及び第15条第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、契約単価に入札説明書に定めた予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

2 第1項の場合において、甲は、第4条の規定により納付された契約保証金又は提供された担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

3 甲は、実際に生じた損害額が第1項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項及び契約条項に関する解釈上の疑義については、必要的都度甲乙協議し、解決する。